

4月7日(日)は 滋賀県議会議員 一般選挙 投票日



告示日

3月29日(金)

投票時間

午前7時～午後8時

投票できる人

4月7日は、滋賀県議会議員一般選挙の投票日です。県政を預ける人を選ぶ大切な選挙です。あなたの貴重な一票を無駄にすることなく、必ず投票しましょう。

なお、投票については、次のことについてください。

- ★投票までに県外へ転出された人は、投票はできません。
- ★12月29日以後に県内の他市町から本市に転入された人の投票については、前住所地の選挙管理委員会にお問合せください。
- ◎住所移転をされた人の投票について、詳しくは、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

員会にお問合せください。

投票所

投票所は、市内26か所に設けます。

★3月28日以後に市内で転居された人は、前住所の投票所で投票してください。

投票所入場整理券

入場整理券は、告示日（3月29日）以後、直ちに郵送します。投票日には、忘れずにお持ちください。

投票でできますので、投票日に投票所で申し出してください。

★入場整理券は、世帯ごとに一通の封筒に入れてお届けします。

★入場整理券が届かないときは、市選挙管理委員会にお問合せください。

期日前投票

対象となるのは、投票日当日、仕事や用務、旅行などで出かける予定のある人、病気や負傷、身体の障がいなどのため歩行が困難な人などです。

■期間：3月30日(土)～4月6日(土)
時間：午前8時30分～午後8時

郵便による不在者投票（在宅投票）

身体に次のような重度の障がいがある人は、事前に市選挙管理委員会に手続きすると、郵便により

■場所：市役所2階第1会議室
※入場整理券が届いていましたら、お持ちください。印鑑は不要です。

※入場整理券の裏面に「期日前投票宣誓書」を印刷しています。期日前投票をする際は、事前に記入してお持ちいただくと、手続きが早く済みます。

不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどに入院（入所）している人は、その病院などで不在者投票をすることができます。

出張などで市外に滞在している人も滞在先の市（区）町村の選挙管理委員会で不在者投票を行うことができます。

- 在宅投票をするためには、市選挙管理委員会が発行する郵便等投票証明書が必要です。この証明書の請求はいつでもできますので、詳しくは市選挙管理委員会にお問合せください。
- 在宅投票をする場合、投票用紙の請求期限は投票日の4日前（4月3日）までです。早めに請求してください。
- 在宅投票ができる人で、かつ、次のような重度の障がいのある人

自宅で投票することができます。
■身体障害者手帳をお持ちの人で、両下肢、体幹または移動機能の障害の程度が1級か2級、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害の程度が1級か3級、免疫または肝臓の障害の程度が1級から3級までの人

■戦傷病者手帳をお持ちの人で、両下肢または体幹の障害の程度が特別項症から第二項症まで、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障害の程度が特別項症から第三項症までの人が

■介護保険被保険者証をお持ちの人で、要介護状態区分が要介護5

人は、事前に市選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができます。
■身体障害者手帳をお持ちの人で、上肢または視覚の障害の程度が1級の人
■戦傷病者手帳をお持ちの人で、上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第二項症までの人

開票

■日時：4月7日(日) 午後9時
■場所：
危機管理センター 大研修室

ポスター掲示場・選挙公報

■市内178か所に公営ポスター掲示場を設置します。
■選挙公報は、投票日の前日（4月6日）までに各家庭にお届けします。万一、選挙公報が届かない場合は、お知らせください。



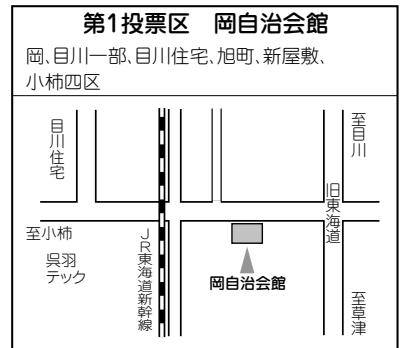
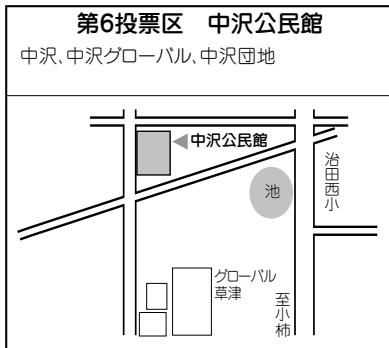
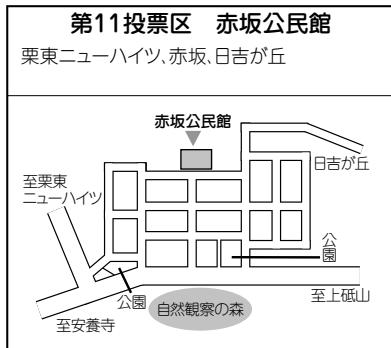
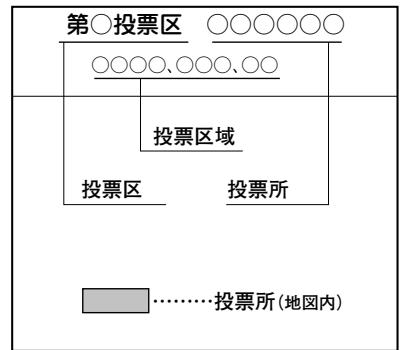
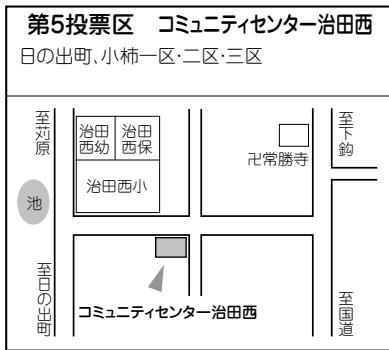
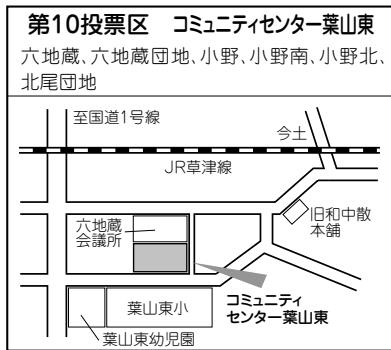
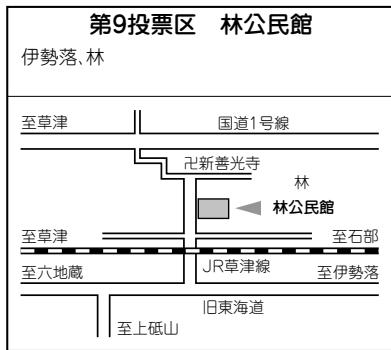
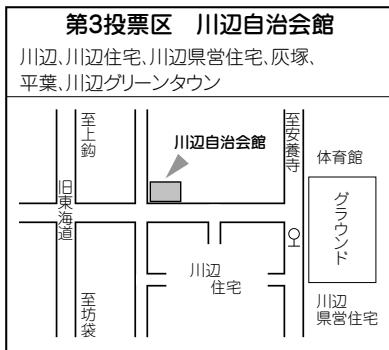
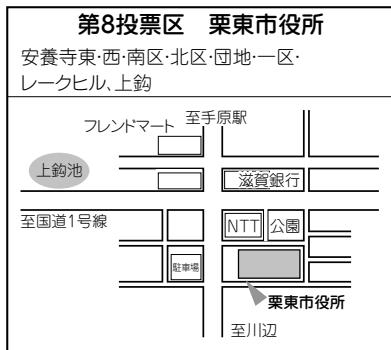
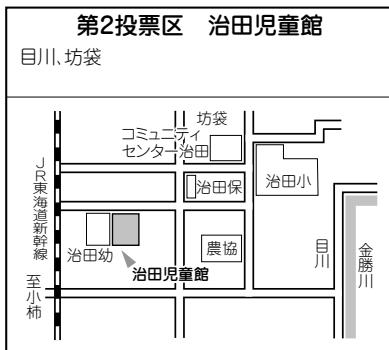
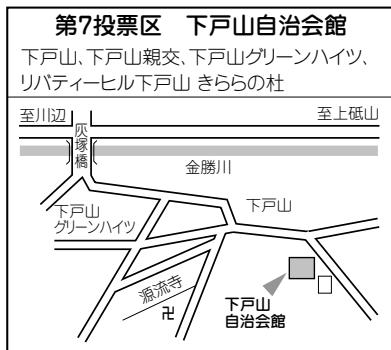
みんなの一票大切に！

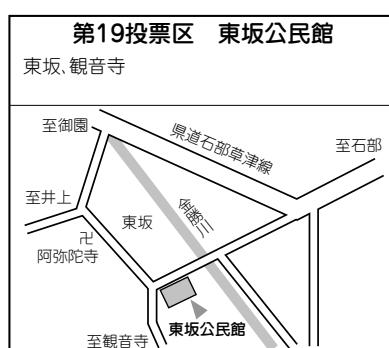
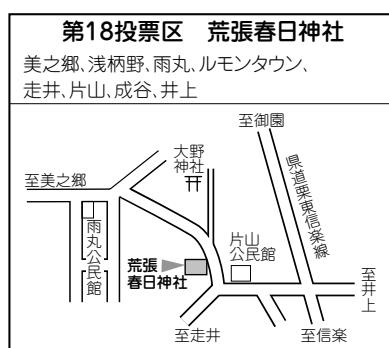
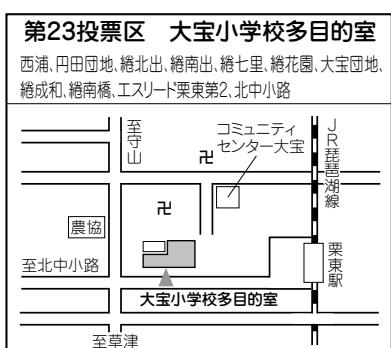
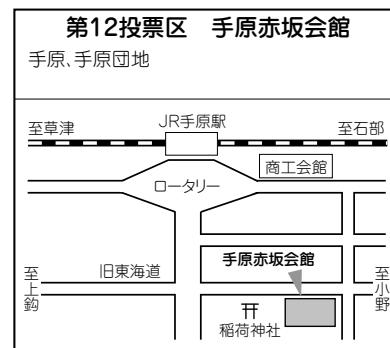
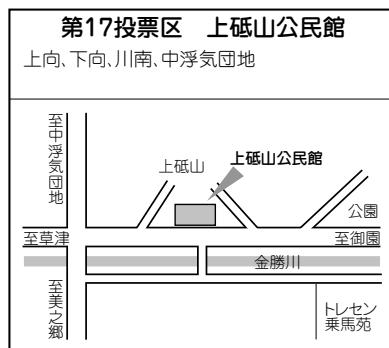
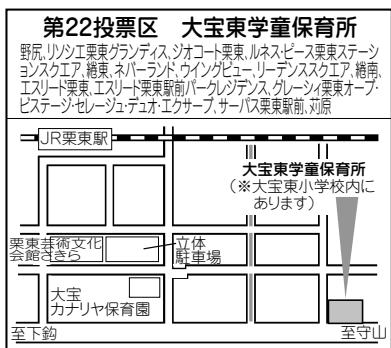
■選挙管理委員会
電話 553-112345
FAX 554-11123

滋賀県議会議員一般選挙

投票所案内

●投票時間は、午前7時から午後8時まで！





木村敬一さんに広報大使「うますぎる栗東大使」を委嘱

FAX ☎ 554-5511
1 1 0 1 2 3
問 広報課 広報・広聴係



12月30日、本市出身の木村敬一さん（視覚障がい者競選手）に、市の魅力を発信する広報大使「うますぎる栗東大使」を委嘱しました。木村選手は、リオパラリンピックで、銀メダル2個、銅メダル2個を獲得。2020年東京パラリンピックに向けて、アメリカを拠点に練習に励んでいます。

大会前に必勝祈願をしている地元の大宝神社で、市長から委嘱状を受け取った木村選手。「住みやすく交通も便利で、帰るたびに、まちの人もあたたかく迎えてくれる栗東市。水泳を通して世界中に栗東のよさを伝えたい」と抱負を語つてくださいました。

3月31日(日)8時30分～17時15分

問総合窓口課 ☎ 551-0110 FAX 553-0250

転入・転出・転居に伴う臨時窓口を開設

引越しシーズンの3月下旬から4月上旬は、転入・転出や転居の届出が集中して、窓口が大変混み合います。市では、日曜日に臨時の窓口を開設し、住民異動に伴う手続きを受け付けます。

本人確認のために、官公署発行の写真付証明書（運

転免許証・パスポート・マイナンバー〔個人番号〕カード・写真付住民基本台帳カード・在留カード・特別永住者証明書など）をお持ちの上、お越しください。

■日時…3月31日(日) 8時30分～17時15分

■場所…市役所庁舎1階窓口

担当課	取り扱い業務
総合窓口課 ☎ 551-0110 FAX 553-0250	●住民異動届（転入・転出・転居）の受付（国外転入およびマイナンバー〔個人番号〕カード・住基カードによる特例転入はできません） ●印鑑登録の手続き・印鑑登録証明書の発行 ●住民票の写し、戸籍謄(抄)本などの発行（税関係の証明書は発行できません） ●マイナンバーカードの受け取り
保険年金課 ☎ 551-0316（福祉医療） ☎ 551-0361（後期高齢者医療） FAX 553-0250	●乳幼児福祉医療費受給券の申請書預かり（健康保険証が必要。受給券は後日郵送） ●後期高齢者医療負担区分等証明書の預かり（後期高齢者医療被保険者証は後日郵送）
子育て応援課 ☎ 551-0114 FAX 552-9320	●児童手当の手続き（認定請求書の一部預かりなど） ※児童扶養手当・特別児童扶養手当などは後日手続きしてください
学校教育課 ☎ 551-0130 FAX 551-0149	●小・中学校の転入、転出に伴う就学の手続き（就学通知書の交付など） ●区域外就学、指定校変更の手続き

※上記以外の業務は取り扱いできません。詳細は事前に各担当課に確認をお願いします。また、他の行政機関に問合せが必要となるものなどは、当日手続きができない場合があります。

- 住民異動に伴う国民健康保険被保険者証の発行手続きは後日、保険年金課 国民健康保険係（☎ 551-1807 FAX 553-0250）から関係書類を送付します。
- 介護保険の申請は後日、長寿福祉課（☎ 551-0281 FAX 551-0548）で手続きしてください。
- 障がい者手帳や福祉手当は後日、障がい福祉課（☎ 551-0113 FAX 553-3678）で手続きしてください。
- 妊婦健康診査受診券の交換は後日、次回の受診までにごやかセンター内の健康増進課（☎ 554-6100 FAX 554-6101）で手続きしてください。
- 保育園・幼稚園の入園申込みは申込書類の交付・預かりのみ行い、後日、児童課（☎ 551-0424 FAX 551-0149）から連絡をします。
- 水道を使う場合、または使わなくなる場合は、その4日前までに上下水道課（☎ 551-0135 FAX 554-3866）に電話連絡をしてください。

※提出書類に不備などがある場合、平日の8時30分～17時15分に再度来庁していただく場合があります。

ご協力を ごみの減量に

本市のごみの資源化率は、27.2%です。ごみは、容器や服など色々な物に生まれ変わります。リサイクル（再生利用）だけでなく、リフューズ（ごみを作らない）、リデュース（ごみになるものを減らす）、リユース（繰り返し使う）といった4Rの取組みでごみ減量を行いましょう。

ごみの資源化状況（平成30年4月～12月）

ごみの種類	排出量	資源化量	再生利用の種類
可燃ごみ	11,131 t	708 t	灰から道路骨材等へ
		91 t	堆肥へ
破碎ごみ・粗大ごみ・小型家電	1,003 t	317 t	金属類へ (リユース利用含む)
金属類	126 t		
古紙古着類	1,339 t	※ 1,352 t	古紙の材料へ
びん類	247 t	226 t	びんの材料へ
その他プラスチック	732 t	520 t	プラスチックの材料へ
ペットボトル	111 t	104 t	プラスチック容器 衣類の材料へ
乾電池	12 t	※ 13 t	金属類へ
草木等	909 t	909 t	堆肥へ
合計	15,610 t	4,240 t	※前年度保管分含む

問環境政策課生活環境係
551-0341 FAX 554-11123

ともにいきいきと暮らせる社会へ 多文化共生のまちづくり

本市には1200人（平成30年12月末現在）の外国籍住民が生活し、人口の1・7%を占めています。外国籍住民の中には、日本語の理解が十分でなかつたり、生活習慣の違いから、地域でうまくコミュニケーションが取れない場合もあります。国籍や文化が違つても、お互いに認め合い、ともにいきいきと暮らせるまちを目指して協力しあつていくことが大切です。

市では、栗東国際交流協会と協力しながら、魅力ある多文化共生のまちづくりに向けて、取組みを進めています。

■ポルトガル語生活相談窓口

毎週水曜日の13時から17時の間、市役所3階自治振興課にポルトガル語通訳の生活相談窓口を設置しています。日本語が分からなければ、窓口に通訳者が同行します。通訳者の松井高さんは、「住民登録、健康保険、税金、児童手当、保育園・幼稚園などの相談に当、国籍住民が来られます。通訳者は、ベトナム国籍の人が多いのが特徴です。

■日本語教室

毎月第2、第4土曜日の午前

Toda quarta-feira, das 13 às 17 horas, atendemos em português no balcão da consulta aos estrangeiros.

毎週水曜日 13時～17時
ポルトガル語生活相談窓口
を実施しています

としてできることは限られていますが、少しでもサポートできれば幸いです。市役所関係の手続きでお困りの人があられましたら、ぜひこの相談窓口を「紹介ください」と話します。多文化共生のまちづくりの取組みのひとつです。

国外の方々と日本語の学習や会話をしていると、言葉だけでなく行動や考え方など色々な違いに気づくことがあります。お互いの違いを知ってそれを認め合う…とても大切な事を日本語教室で学んでいます。（日本語教室講師 片岡恭子さん）



◆姉妹都市交流◆

県と米国ミシガン州は、昨年、中、コミニティセンター大宝東にて、栗東国際交流協会のボランティアスタッフが、外国籍住民へ日本語の指導を行っています。年齢や国籍を問わず、どなたでも日本語を学ぶことができます。最近は、ベトナム国籍の人が多いのが特徴です。

問自治振興課 国内・国際交流係
551-0290 FAX 551-0432

くりちゃんバスの利用者増加

くりちゃんバスは、地域の身近な交通手段として活躍しています。平成29年度は、6万4463人（平成28年10月～平成29年9月）の皆さんご利用され、前年比で、5461人の利用者増（前年比9.3%増）になりました。

これは、済生会病院止まりであつた宅屋線を、平成28年10月から出庭・辻を経由し守山駅まで延伸したことにより、年間利用者の増加につながりました。

また、平成30年10月から大宝循環線を、北中小路や県立総合病院を経由して守山駅西口まで延伸し、利便性の向上に取り組んだことにより利用者増につながっています。今後も利用状況の調査などを踏まえて、ルートやダイヤなどの見直しを行っていきます。これからも「くりちゃんバス（草津・栗東・守山くるっとバス）」を利用ください。



大宝循環線 新バス車両



くりちゃんバス利用者数
(平成28年10月～平成29年9月)

路線	利用者数
大宝循環線	12,838人
宅屋線	16,662人
草津駅・手原線	25,430人
葉山循環線・治田循環線	8,447人
金勝循環線	1,086人
合計	64,463人



市民の皆さんへ

「うますぎる栗東大使」と魅力発信！

本市では、栗東市出身、またはゆかりのある著名人によるまちをPRする広報大使「うますぎる栗東大使」を設置しています。市への郷土愛を持って、全国的に栗東のアピールをしていただくとともに、話題性の喚起や市のイメージ戦略としての活躍をお願いしています。

した。皆さんとともに、本市のさらなる魅力発信に努めていきたいと考えています。

1月23日、日本騎手クラブ関西支部に、「うますぎる栗東大使」を委嘱しました（3ページで紹介）。日本騎手クラブ会長の武豊騎手からは、「競馬を通して、少しでも貢献できるよう騎手クラブ全体で栗東市を盛り上げていきたい」と心強いお言葉をいただきました。

今まで、近藤寛子さん（本市在住・視覚障がい者マラソン選手）、森田まさのりさん（本市出身・漫画家）、木村敬一さん（本市出身・視覚障がい者競泳選手・12ページで紹介）に「うますぎる栗東大使」の委嘱状を交付させていただきました。

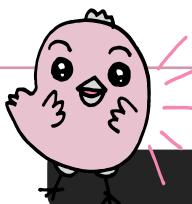


委嘱式で武豊騎手と対談

栗東市長

野村昌弘

問
土木交通課 交通対策係
551-0291 FAX 552-7000



子育て情報

～友だちとの関わりの一歩～

2、3歳ごろになると、「自分以外にも子どもがいる」ということを少しずつ理解していきます。同年代の子と関わることは衝撃的な出来事で、トラブルも当然起こります。最初は「たたいたら何で泣くの?」「なぜ今ママは怒っているの?」と思いながら、経験を繰り返す中で、相手の気持ちが分かるようになっていきます。

トラブルを目の前に、つい腹を立てて怒ってしまったり、子どもの気持ちが理解できずにいら立ってしまったりするなど、トラブルの対処法に失敗したり、困ったりすることがあるかもしれません。

物へのこだわりが強くなるこの時期。本人にトラブルの意識はありません。わがままや意地悪ではないということを大人は心に留めておきましょう。

そんな中、子どもの遊んでいるおもちゃに手を伸ばす子がいた時、どうしますか?「一緒に使おうね」「貸してあげようね」と言いませんか?でも、今とても楽しんで使っている物を「貸す」ということは、「自分のところに戻ってこないかもしれない」「誰かにとられるかもしれない」という不安感をうみます。自分のおもちゃを守ろうとして大きな声をあげたり、たたいたりすることもあるかもしれません。そんな時は、「今使っているから後でね」「もう少し待ってね」と相手に伝えることで、子どもは自分が「守られている」と感じることができ、遊び終わった後や、たくさん持っているものを「貸す」ことができるようになります。叱るよりも具体的に「どうすればよかったのか」という方法を教えることが大切です。ただし、すぐにはできません。「ごめんねって言おうね」「貸してっていってみよう」と繰り返し伝えましょう。そうすることでだんだんと相手の気持ちに気付いていくようになります。根気よく、丁寧に関わることが大切です。



問地域子育て支援センター

- ・大宝東児童館内 ☎ 551-2370 FAX 551-2330
- ・治田西カナリヤ第三保育園内 ☎ 553-3907 FAX 553-3908
- ・金勝児童館内 ☎ 558-3527 FAX 558-3527
- ・治田東児童館内 ☎ 554-6115 FAX 554-6116

～チラシを見て頼んだ廃品回収の高額請求～

Q チラシを見て、廃品回収を業者に依頼した。チラシには「廃品回収代金8万円」と書かれていたが、実際には47万円請求され、高いとは思ったが仕方なく支払った。

A チラシなどを見て業者に廃品回収を依頼する場合、チラシに記載されている金額で契約出来るのは限りません。事前に複数の業者から見積もりを取り、料金だけでなく作業内容も比較検討しましょう。

作業終了後に突然高額な金額を請求されるケースもあり、契約時や作業開始前に追加料金がないか確認しましょう。

また、作業時は家族や周りの人に立ち会つてもらうことも大切です。困った時は、早めに消費生活相談窓口までご相談ください。

問自治振興課 消費生活相談窓口(相談無料)

9:15～12:00 13:00～16:00(平日のみ)

☎ 551-0115(局番なし188) FAX 551-0432

滋賀県消費生活センター(相談無料)

9:15～16:00(土・日曜日も相談できます)

☎ 0749-23-0999



草津警察署安全伝言板

便利なスマートフォン その反面危険もいっぱい

進学・進級は、スマートフォンの購入や機種変更が多い時期です。SNSなどがきっかけとなり子どもたちが犯罪被害にあうケースが増加しています。

犯罪被害を防ぐために、

○フィルタリングサービスを利用しましょう
○個人を特定される情報を書き込まない、他人に教えない

○下着姿や裸の写真を撮って送らない、送らせない

○サイトで知り合った人と不用意に会わないように注意しましょう。ネット接続可能なゲーム機による被害もあるので注意が必要です。



問草津警察署生活安全課

☎ 563-0110 FAX 563-0116